

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

・【最終年度見込み(最終年度の成果達成見込み)判定の目安】最終目標達成率33.3%(2年÷6年×100)以上で「A.順調」、26.6%(33.3%×80%)以上で「B.概ね順調」、20.0%(33.3%×60%)以上で「C.やや遅れている」、20.0%未満で「D.遅れている」 ※「( )」付きは前回判定結果

・【単年度の判定の目安】前年度に比して順調に近づいているもの「A.順調」、目標にやや近づいているもの「B.概ね順調」、目標から遠ざかっているもの「C.遅れている」

・指標について、※印は総合計画(基本計画)に記載していないもの。

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか	
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因				
04美しい環境と心を守り育てるまちづくり(政策統括監:生活環境部長)																				
04-01地球環境保全の推進																				
04-01-01豊かな自然環境の保全																				
46		すぐれた自然の実態を的確に把握し、多様な生物の生息・生育環境が保全されている。	① 水生生物調査による水質階級Ⅰ(きれいな水)の河川の割合	河川に生息する水生生物の種類及び数を調査して水質を判定	75%	66%	66%	80%	—	20.0%	B	B (B)	①環境分野の出前講座はH27実績よりは今年度は減小したが、基準年よりは増加している。 ②水生生物調査による水質調査は昨年度同様の割合である。	①水生生物調査を実施した3河川中1河川が流域の住宅や水田の影響により水質階級Ⅱ(ややきれいな水)となっている。(他の2河川は水質階級Ⅰ(きれいな水)である。) ②自然保護団体、NPO、地域が主体的に環境保全活動及び環境学習を実施している。 ③外来生物が国内で多く確認されている。	①指標対象の講座とは別に各担当課において事業展開する際に環境に配慮し実施している。 ②和賀川の清流を守る会が、学校や子供会等を対象に水生生物調査等を支援し、河川愛護の意識啓発を実施している。	①豊かな環境の保全及び市民の安らぎの場を提供するための河川における水生生物や市内の生態系などに対する市民の関心が不足している。 ②里地里山の荒廃や外来生物の侵入など生物の多様性を脅かす状況が確認されている。 ③クマやイノシシの出没により、登山・自然観察などの実施に影響を与えている。 ④衛生害虫に関し市民からの問い合わせが多い。	①生物に関する実態について調査研究し、市民の生物に関する意識の把握に努める。 ②野生生物の現状把握ができていないため、博物館や各環境団体等と連携し、希少種の生息状況や特定外来種の侵入状況などについて調査を進める。 ③生態系の保全のため土地の適正管理について住民に周知を図る。 ④鳥獣駆除及び保護について関係課と連携を図る。	適切に構成されている。		
② 環境学習講座受講者数	環境分野の出前講座受講者数	339名	392名	356名	450名	15.3%	30.0%													
③ 自然環境に満足している市民の割合	市民意識調査による[隔年実施]	88.8%	88.8% [H26]	88.5%	89.0%	—	30.0%													
④ 森林面積	岩手県林業動向年報による国有林を含む森林面積	25,015ha [H27.3]	25,015ha [H28.3]	25,015ha [H29.3]	25,015ha	100.0%	20.0%													
04-01-02環境監視体制の強化と公害の防止																				
47		市内域の大気や水環境等において、環境基準を満たしている状態が維持され住民の快適な生活環境が確保されている状態。	① 二酸化窒素濃度の環境基準適合率	大気汚染状況(県の常時監視データ)の基準適合率	100%	100%	100%	100%	—	15.0%	A	A (B)	基準年度と比較し、一部の実績値で悪化している項目はあるものの、すべての指標の達成率は90%を超えており、順調と判断した。 平成20年度以降、環境法令の権限移譲事務受け入れや専任環境監視員の設置により、公害防止機能の強化を図った結果、健康被害につながるような重大な環境汚染事故は発生していないため。	①アジア大陸から発生している大気汚染物質の越境汚染の影響により、北上市内においても光化学オキシダントの環境基準超過が見られる。(他市の監視データとの比較が必要) ②中小河川の水質については、河川の水量が少なく上流域の事業所等からの排水や自然由来の影響を受けやすいため、年度ごとの数値の変化が大きい。(継続的な監視が必要) ③市内の環境保全協定締結事業所が、市民への環境影響を考慮し、大気や水質等の汚染物質の低減対策を講じている。(協定基準値は法の基準値より厳しい数値で締結)	①事業所のばい煙や排水に関する立入検査を実施するとともに、自主測定の実施状況を確認し、環境汚染事故の未然防止に努めている。 ②専任環境監視員による定期的なパトロールや立入による確認を実施している。 ③環境法令事務の権限移譲を受けたことにより、市の権限において立入や指導が可能となり、公害防止機能の強化が図られている。 ④平成18年に発生した4例の環境汚染事故の経験を生かし、未然防止に努めている。	①大気汚染物質による越境汚染の影響は広範囲に及ぶため、市単独の対策だけでは解決が難しい。 ②特定施設等を有する事業所が大気関係で約110事業所、水質関係で約310事業所(うち排水基準適用事業所は約80事業所)、騒音関係で約140事業所、振動関係で約50事業所と多く、十分な立入調査ができていない。 ③事業所における特定施設の経年劣化や不備等による事故発生危険性の把握が難しい。 ④一部の畜産事業所やたい肥化施設から発生する臭気苦情の問題が継続している。 ⑤環境法令に係る権限移譲事務は極めて専門性が高いため、事業者への適切な指導や事業者からの相談に適切に対応できる体制が十分ではない。	①越境汚染が懸念されている大気汚染物質(光化学オキシダントやPM2.5)の情報収集に努めるとともに、県と連携を図りながら、健康被害が想定される事態が発生した際の連絡体系や周知方法を確立する。 ②過去に事故や苦情が発生した事業所を中心に、巡回や立入による確認回数を増やすことで汚染事故の未然防止につなげていく。 ③計画的に事業所を訪問することから発展させ、日常的にコミュニケーションをとれる関係を構築していくことで、相互に具体的な課題を共有するとともに、検査数値の結果では把握できない事故の予兆を発見し、汚染事故の未然防止につなげていく。 ④苦情が発生した際は施設の適正管理に関し指導を行うとともに、関係機関の市農林部等と連携を図りながら施設改善に関する助言や公害対策につながる情報提供を積極的に行う。 ⑤国及び県主催の法令事務研究会へ積極的に参加することでスキルアップに努めるとともに、法令を熟知した人材の計画的な育成を図ることで、事業者への適切な指導や事業者からの相談に対応できる体制を構築する。	適切に構成されている。		
② 光化学オキシダント濃度の環境基準適合率	大気汚染状況(県の常時監視データ)の基準適合率(越境汚染の影響分については除く)	100%	100%	100%	100%	—	15.0%													
③ 市内類型指定河川のBOD値(75%値)基準達成率	類型指定河川BOD値(75%値)の基準達成率(県の定期測定データから)	100% [H25年度]	100% [H26年度]	100% [H27年度]	100% [H31年度結果]	—	15.0%													
④ 市内中小河川のBOD値(平均値)A類型基準達成率	市内中小河川(類型指定なし)BOD値(平均値)A類型基準の達成率(市の定期測定データから)	100%	94.4%	94.4%	100%	—	15.0%													
⑤ 環境保全協定締結事業所の協定基準遵守率	立入測定を実施した事業所のうち、協定締結項目の基準値を遵守した事業所の割合	97.2%	97.1%	96.9%	100.0%	—	20.0%													
⑥ 地区の環境で騒音・振動・悪臭等の状況が良いと感じている市民の割合	市民意識調査による[隔年実施]	69.7%	69.7% [H26]	74.8%	72.0%	—	20.0%													

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか	
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因				
04-01-03地球温暖化防止対策の推進																				
48		市民が地球温暖化に対する問題意識を持ち、環境に配慮した生活を行っていること。	①	再生可能エネルギー発電容量 (Kw)	15,827.56 kWh	49,653.43 kWh	55,497.12 kWh	59,400.00 kWh	93.4%	50.0%	B	B (B)	再生可能エネルギー発電容量は固定価格制度の影響もあり、中間の目標値に達しているほか、太陽光発電量は順調に増加している。また、環境学習講座受講者数は、市民の環境意識の向上から順調に伸びていたが、28年度は27年度と比較して、実績値が減少した。	①震災後、再生可能エネルギーや省エネルギーに対する市民の意識が高まっている。 ②固定価格買取制度や設置コストの低下などにより、太陽光発電設備導入が進んでいる。 ③COP21により地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出削減が求められている。	①指標の出前講座とは別にきたかみ環境未来塾、各小学校でエコチャレンジに取り組んでいるほか地区交流センターや博物館、清流を守る会等が自然観察会や環境学習を実施している。 ②あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業で、太陽光発電所や公共施設に太陽光発電設備等を導入している。 ③あじさい型CO2削減対策モデル事業で、公共施設に太陽光発電設備等を導入するほか、LED照明や高効率の設備に更改を行い、再生可能エネルギーや省エネルギーを推進している。 ④再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、再エネの活用と省エネについて推進している。	①北上市再生可能エネルギー活用推進計画後期計画を平成27年度に策定した。家庭の電力消費量を東北電力から提供してもらっていたが、電力の自由化に伴い提供されなくなり、数値目標の再検討または数値の算出方法を検討しなければならない。 ②環境意識の高まり(市民ニーズ等)に応じた啓発メニュー(出前講座に限らないもの)が少ない。 ③地球温暖化問題により、環境負荷の少ない低炭素社会の実現が急務とされている。	①平成27年度に策定した北上市再生可能エネルギー活用推進計画後期計画に基づき、消費エネルギーの削減・再生可能エネルギーの導入の目標達成に向けた具体的な施策を展開すると共に、数値目標の再検討または数値の算出方法を検討していく。 ②環境配慮行動を促進するため各ライフステージに応じた学習機会をつくり、再エネの活用や省エネについて長期的視点で未来のまちや人々の暮らしを考えることのできる環境配慮型の人材を増やす。 ③再生可能エネルギーの導入や消費エネルギーの削減に取り組み地球温暖化対策をおこなっていくほか、地球温暖化が深刻さを増し、今と同じような生活ができなくなった場合でも、我慢するのではなく、心豊かに暮らす方法を研究して体験会等を行い、未来の暮らし方を研究する。	適切に構成されている。		
			②	太陽光発電量	1,492.7万 kWh	1,755.6万 kWh	2,146.2万 kWh	2,000万 kWh	107.3%	30.0%										
			③	環境学習講座受講者数	339名	392名	240名	450名	53.3%	20.0%										
04-02資源循環型社会の形成																				
04-02-01ごみの不適正排出・不法投棄の防止																				
49		市内の各ごみ集積所において適正にごみが分別され排出されている状態及び道路脇や山林に不法ごみが排出されない状態	①	不適正排出量	8.37t	6.28t	6.23t	5.5t	74.6%	35.0%	A	B (B)	評価指標全て中間目標を達成している。 ①アパート等のごみ集積所での分別不徹底がよく見受けられる。 ②公衆衛生指導員から、草むらなどに不法投棄が見られるとの情報が寄せられる。 ③集合住宅居住者は市外からの単身転入者が多く、勤務形態等の事情により、適正なごみの排出(定められた時間・場所に分別し排出すること)ができていないケースがある。	①いわて国体の開催に伴いクリーン活動への参加人数が増えた。 ②集合住宅専用ごみ集積所がない集合住宅の住民は、地域のごみ集積所を利用するが、一部住民のごみ出しが悪いため、収集されず残されているごみ集積所がある。 ③集合住宅専用ごみ集積所の不適正排出により残されたごみの処理について不動産会社等へ指導している。	①ごみの不法投棄対策として、不法投棄防止看板の無償提供を実施した他、監視カメラが非常に有効であり、市公衆衛生組合連合会が所有する録画機能付きカメラ2台を不法投棄が多い地区に貸与した。 ②地域ごみ集積所や資源ごみ常設ステーションの不適正排出者への指導を実施している。 ③集合住宅専用ごみ集積所の不適正排出により残されたごみの処理について、不動産会社等へ指導している。	①適切な土地管理が行われていない場所に不法投棄が依然として見られる。 ②地域のごみ集積所や資源ごみ常設ステーションに不適正排出が多くあり、管理している地域住民・公衆衛生指導員や資源ごみ常設ステーション設置先が不適正排出ごみの対応に苦慮している。 ③集合住宅専用ごみ集積所について、不適正排出されたごみを迅速に処理しないなど適切に管理できていない集積所があり、集積所利用者やごみ収集作業に支障が生じている。	①不法投棄看板の無償提供や市公衆衛生連合会事業として実施している不法投棄監視カメラの貸与を継続する。 ②出前講座、ホームページやごみアプリ等により、ごみの分け方、出し方の周知・指導を行う。 ③集合住宅専用ごみ集積所の管理や利用方法について、集合住宅専用看板(管理者の連絡先を記載する)を作成し設置するなど管理会社の責任を明確にし、適切に管理するよう指導する。また、ホームページやごみ分別アプリ等によるごみ情報の発信や集合住宅の管理会社を通じて、入居者へごみの分け方・出し方の周知・指導を行う。	適切に構成されている。		
			②	清潔なまちであると思う市民の割合	72.7%	72.7% [H26]	76.0%	75.0%	-	30.0%										
			③	クリーン活動参加人数	24,050人	25,699人	25,707人	25,500人	114.3%	35.0%										

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因			
04-02-02ごみの発生抑制																			
50		ごみの減量に向け、市民・事業者による2R(発生抑制、再使用)の推進が図られている。	①	ごみ総排出量	家庭系(可燃+不燃+資源)+事業系(可燃+不燃)	25,490t	25,937t	25,446t	22,000t	1.3%	40.0%	B	B (B)	<p>ごみ総排出量及び一人1日当たりのごみ排出量が、平成27年度に増加したものの平成28年度では基準年度より下回っている。</p> <p>①県内都市との比較では、本市の一人1日当たり家庭ごみ排出量は一番少ない。</p> <p>②全国的にみると、9万から10万人未満の自治体との比較においても、本市の一人1日当たり家庭ごみ排出量は一番少ない。</p>	<p>①人口は微減しているものの世帯数は増加している。</p> <p>②事業所数や復興関連事業に伴う交流人口が増加している。</p> <p>③経済・消費活動が活性化している。</p>	<p>①平成27年10月から硬質プラスチックが不燃ごみから可燃ごみに分別変更になり、家庭系可燃ごみ量は増加しているものの不燃ごみ及び資源ごみが減少し、家庭系ごみ排出量は減少している。</p> <p>②事業者に対して、事業系ごみの種類、分別、出し方についての情報提供やごみ減量の啓発等の周知が不足している。</p>	<p>①処理施設におけるごみ組成分析結果から事業系可燃ごみや不燃ごみの中に資源ごみが混在して排出されている。</p> <p>②家庭系可燃ごみ組成分析結果から衣類や生ごみが多い。</p> <p>③家庭ごみ減少幅が鈍化している。</p>	<p>①-1 一般廃棄物許可業者に対し、事業系ごみ運搬状況を調査し、排出事業所向けごみ百科等を作成し、分け方・出し方指導を実施する。</p> <p>①-2 食べ残しを削減する30・10運動を飲食店に働きかけ、生ごみの発生抑制を図る。</p> <p>②-1 衣類の拠点回収実施回数を増やし、家庭系可燃ごみの減量化を図る。</p> <p>②-2 食材を計画的に購入し、消費期限・賞味期限切れの食品ロス等の無駄なごみを出さないこと、食べ切れるだけの食材使用していくことを市民に呼びかけ、生ごみの発生抑制を図る。</p> <p>③可燃ごみ・不燃ごみが最終処分されるまでの処理過程やごみ処理手数料の使途などを市民に可視化することにより、手数料化の慣れを招かないよう2Rの意識高揚を図る。</p>	指標上の達成状況は遅れているが、平成28年度に実施した外部評価において概ね適切であると評価いただいた。他、同年度にごみ処理基本計画を見直しを行い、目標達成に向け新たな取組をスタートしていることから、当面は現事務事業の構成とする。
			②	一人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ)	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口	482g	482g	480g	440g	4.8%	40.0%								
			③	リサイクル率	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	33.9%	19.4%	33.0%	39.0%	-17.7%	10.0%								
			④	事業系生ごみリサイクル量(t)	岩手環境事業センターの報告値による。	487t	335t	324t	500t	-1253.9%	10.0%								
04-02-03リサイクルの推進																			
51		各家庭及び事業者から排出されるごみ処理量(可燃・不燃)が減少すること及びごみ総量に対して資源ごみ量、集団資源回収量が増加しリサイクル率がアップしている状態	①	リサイクル率	資源ごみ+集団資源回収+磁性物+アルミ類/ごみ総量+集団資源回収+焼却灰+側溝泥	33.9%	19.4% (32.9%)	33.0%	39.0%	-17.7%	50.0%	C	B (B)	<p>全体的に達成状況が遅れている。</p> <p>県内都市と比較すると、リサイクル率は上位である。また、集団資源回収量も上位である。</p> <p>①インターネットや電子書籍等の普及による新聞等の紙類の減少、缶やペットボトルなど容器の軽量化、資源ごみの店頭回収の浸透などにより資源ごみの収集量は減少している。</p> <p>②活動団体数の減少、回収後の運搬手段がないこと、取り扱う品目の減少などにより、集団資源回収量が減少している。</p>	<p>①市内エコショップ認定店が取り組んでいる資源ごみの店頭回収についてホームページにより紹介し、利用促進を図っている。</p> <p>②平成28年度から集団資源回収品目に衣類を追加したが、取り組む団体が少ない。</p>	<p>①家庭系可燃ごみ及び不燃ごみの中に資源ごみが未だに混在し、排出されている。</p> <p>②集団資源回収の活動団体は、団体内の取り組みの周知、運搬手段や回収日程の調整が活動の支障となっている。</p> <p>③集団資源回収品目の衣類について、浸透が不十分であり、回収量が少ない。</p> <p>④店頭回収の浸透により、資源ごみの収集量が減少し、リサイクル率が下がっている。</p>	<p>①資源ごみの分別の目的と効果を分かりやすく市民に周知し、リサイクルの意識高揚を図る。</p> <p>②集団資源回収事業について、出前講座を活用し普及啓発を行い活動団体数の増加に繋げる他、市公衆衛生指導員と連携した回収後の運搬支援など団体への活動支援を検討する。</p> <p>③活動団体が取り組む時期を選ばないよう集団資源回収事業説明会を年度の早期に開催し、事業促進を図る。</p> <p>④資源ごみの店頭回収品目や量のデータを収集し、店頭回収を含んだリサイクル率を検討する。</p>	指標上の達成状況は遅れているが、平成28年度に実施した外部評価において概ね適切であると評価いただいた。他、同年度にごみ処理基本計画を見直しを行い、目標達成に向け新たな取組をスタートしていることから、当面は現事務事業の構成とする。	
			②	一人1日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く)	家庭系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口+事業系ごみ量(可燃+不燃+資源)/365/人口	633g	758g (648g)	639g	570g	-23.8%	50.0%								

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか	
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因				
04-03安全・安心な地域社会の構築																				
04-03-01総合的な防災対策の推進																				
52		大規模災害発生時の被害を最小限に抑えようとする。市民や地域の自助・共助の意識が高いこと。また、危険区域や避難場所・避難ルートが市民に浸透していること。	①	自主防災組織における防災訓練等の実施率	訓練実施防災組織数/自主防災組織数 (年1回以上)	21.3%	57.1%	58.0%	80.0%	72.5%	25.0%	C C (D)	自主防災組織への助言・指導が十分ではなかったため。	ハザードマップを全戸配布し、転入者にも配布している。また、28年度は土砂災害区域のある地区で説明会を開催するなど啓発に努めている。防災情報を提供するコミュニティFM開局に向けた事務事業が進んでいる。	①自主防災組織のリーダーが2年程度で交代することにより、組織活動に必要な人材などが不足している。その一方で、共助を担う主体として自主防災組織の活動が期待されている。 ②土砂災害等の発生が増えていることにより、居住地区の危険箇所への関心が高い。 ③福祉部局(民生委員)、自主防災組織等が災害への備えや対応について、要支援者本人へ働きかけられている。	①自主防災組織の育成について、指導が十分とはいえない状況であったことから、平成28年度から取り組み始めた。 ②ハザードマップ等により地域住民に対して、災害発生の危険性がある区域の周知を図り、消防団巡回広報やエリアメールの発信等を緊急時の情報伝達手段としているものの、今後必要とされる、より複合的な情報伝達手段の構築が進んでいない。 ③要支援者個々の避難支援プランの策定が遅れている。	①防災情報をリアルタイムに伝達する手段を確立できていない。 ②災害時における要支援者や障がい者への対応が不足している。 ③災害時における各自主防災組織の行動方法が確立されていない地域がある。 ④自主防災組織の活性化が求められている。	①市民や地域の自助・共助の意識を高めるため、要支援者への対応方法も含めた地域ごとの自主防災組織行動マニュアルの作成を支援する。 ②収容避難所の位置や避難ルートなど防災に関する情報について、研修会等を開催し、引き続き地域住民への周知を図る。	事務事業は適切に構成されている。	
			②	危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	市民意識調査による[隔年実施]	48.0%	48.0% [H26]	46.8%	100.0%	46.8%	25.0%									
			③	自主防災組織行動マニュアル設定組織数	行動マニュアルを設定している自主防災組織の割合(自主防災組織として届出のある94組織)	53.0%	53.0%	53.0%	100.0%	53.0%	25.0%									
			④	避難行動要支援者同意者のうち地域支援者(協力者)が決まっている人の割合	災害時要支援者のうち地域支援者(協力者)が決まっている人の割合	42.2% [H27年度]	42.2%	42.9%	100.0%	42.9%	25.0%									
04-03-02災害に強いまちづくりの推進																				
53		台風や集中豪雨等の降雨、出水による浸水、土砂崩壊等の被害の防止、緩和が出来ている。(塩釜川、矢白川) 昭和56年以前に建築された木造住宅で耐震診断の結果、倒壊する可能性がある住宅が耐震改修工事により耐震化が図れている。	①	耐震改修実施数[累計]	耐震改修実施戸数(生活再建住宅支援事業耐震改修含)	22	22	22	40	0.0%	20.0%	B B (C)	学校の耐震化は、概ね終了しているものの、住宅等の耐震改修は進んでいない。	①耐震診断費用の個人負担は多くないが、毎年数件の補助申し込みがあるが、対象が昭和56年度以前の建物で改修費用が多額であることや老朽化から、金額が大きくなる耐震より建替えを考えるケースが増えていると考えられる。 ②集中豪雨の多発など異常気象に伴い水害対策のニーズが高まっている。	①個人住宅の耐震化の実施への支援として助成事業を実施しているが30年以上前の建物のため費用も大きく改修費と助成額との差が大きい。 ②中小河川に対する国の補助がないため、道路整備に比して改修事業が遅れている。	①住宅の耐震診断は毎年申請される環境の確保のため、予算を確保していない。 ②集中豪雨などによる氾濫箇所の把握が十分でない。	①市民が安全、安心して暮らせる環境の確保のため、予算を確保しながら順次、中小河川の整備を進める。 ②住宅の耐震診断・改修の助成制度の周知を定期的に行うとともに、ニーズに合った規模で継続する。 ③北上川の堤防未整備区間の早期整備を国に要望していく。	①木造住宅耐震診断支援事業及び同改修工事助成事業について検討する。 ②耐震診断実施数は事業としての必要性はあるもののニーズが低く、成果指標としては②耐震改修実施数もあることから①を削除する方向で進める。		
			②	災害に強いまちづくりに対する市民満足度(6段階評価)	市民意識調査による[隔年実施]	4.094	4.094 [H26]	4.35	増加	達成	20.0%									
			③	小中学校の耐震化率	耐震化済み棟数÷対象棟数	97.4%	97.4%	97.4%	100.0%	0.0%	60.0%									

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか	
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因				
04-03-03消防力の充実																				
54		火災や大規模災害の発生に備えた十分な消防水利と、災害活動の中心となる消防団員の確保による防災力の向上により、迅速な消火・救助活動を確保することができる状態。また、市民が心肺蘇生など応急手当方法を習得することにより災害時等に協力できる状況であること。	① 消防水利の充足率	消防水利の基準に対する消火栓・防火水槽の設置率	84.26%	84.50%	84.8%	90.00%	—	35%	B	C (B)	救急救命の講習受講者総数は減となっているものの、消防水利の充足率及び消防団員の確保率は微増となっている。継続的に一定程度の消防団員は確保できているが、団員1,000人達成へ向けての確保はやや遅れている状況となっているため。	救急救命講習における入門コース(平成24年創設)の受講件数は増加となっているため。	① 宅地造成都市化に伴い、開発行為等により消防水利(消火栓)が整備されるものもある。 ② 自営業の消防団員よりも被雇用者の団員が増えており、勤務時間の活動に制限があることから団員の成り手が不足の傾向となっている。 ③ 普通救命講習よりも短時間で受講できる入門コースの申込が増えている。	① 計画的な消防水利の整備(5~7基/年)に取り組んでいる。 ② 消防団員の報酬等待遇の見直しを行った。公務員の消防団への入団が微増となっている。 ③ 国体開催(平成28年度)の影響により講習回数を減らした。	① 設置場所の条件により、地区からの消火栓設置要望に全て応えることができていない。 ② 就業形態の変化から、消防団員の成り手が不足している。 ③ 災害時や事故等の際に、市民が的確にAEDを使用するためには、繰り返し受講してもらうことが必要であるが、再受講者は横ばいとなっている。	① 今後も継続して消防水利の整備(5~7基/年)を行っていく。 ② 消防団の車両や設備更新、消防団員の装備の充実を進めていく。消防団応援事業の推進を図りながら、消防団を「まち全体で応援」していく体制を作り上げ、併せて企業への消防団活動の理解、市民への消防団活動のPRを進めていく。 ③ 災害時や事故等の際に、市民に的確にAEDを使用してもらうためには、1度だけではなく1年から2年毎に再受講するなど、継続的な受講が必要であることから、総合防災訓練や救急救命講習を休日に開催するなど、市民が受講しやすい環境づくりに努める。	事務事業は適切に構成されている。	
			② 消防団員の確保率	消防団員条例定数1,136名	86.09% (978人)	86.1%	86.3% (981人)	88.03% (1,000人)	—	40%										
			③ 救急救命の講習受講者数	救急救命受講者数	3,978人	3,135人	3,086人	4,500人	-170.9%	25%										
04-03-04交通安全対策の推進																				
55		交通安全啓発、交通安全教育により市民が交通安全に注意をはらうことで、市民が交通事故の少ない安全なまちで安心して暮らしている状態。交通安全補助施設を整備し道路交通の安全性向上が図られている。	① 危険箇所改修率	北上市交通安全施設検討部会で協議された市道の危険箇所の改修率	43.75%	60%	40%	100.00%	—	20.0%	B	B (B)	飲酒運転検挙者数は昨年比8人減となったものの基準年度と同値となっているが、交通事故発生件数は着実に減少している。	①市内の幼稚園、保育園及び小学校からの交通安全教室の開催要請や出前講座の申込みが多数ある。 ②交通事故発生件数は、道路交通法の厳罰化、車両の安全性の向上、交通安全意識の向上などの要因により減少傾向にある。 ③高齢ドライバーの増加に伴い、免許返納者数も増加している。	①交通指導員の定数は70名以内としているが、担い手が少なく、現状は54名(充足率77.1%)となっていることから交通指導員を配置する際に人員が不足するケースが起きている。 ②交通安全施設の要望のうち緊急性、有効性が高いと思われる箇所から整備している。	①高齢者が関わる事故の割合が増加している。 ②交通安全教室、立哨による交通安全啓蒙及び各種事業で通行者安全誘導を行う交通指導員の人員不足、高齢化が進んでいる。 ③交通安全施設整備の要望については、所管部署が複数あり調整に時間がかかる。 ④飲酒運転検挙者が基準年度から減少していない。	①あらゆる世代を対象とした交通安全教育を実施するとともに、高齢者が関わる事故を抑制する施策を検討する。 ②自治会等に働きかけ、交通指導員の増員を図っていく。 ③交通安全施設整備については、早期に関係機関と情報共有し実現を図る。 ④飲酒運転の根絶に向けて、関係団体と協力し啓蒙活動を実施する。	適切に構成されている。		
			② 交通事故(人身)発生件数	岩手県警察の発表資料	222件	204件	201件	180件	50.0%	40.0%										
			③ 交通安全教室啓蒙活動への市民参加	専任交通指導員、交通指導員による交通安全教室参加者数	13,106人	17,144人	16,142人	17,000人以上	77.8%	20.0%										
			④ 飲酒運転検挙者数	岩手県警察の発表資料	23人	31人	23人	12人	0.0%	20.0%										

■平成28年度施策評価の結果概要一覧

#	政策体系	成果の定義	指標名	指標の説明	基準年度実績 [H26]	H27実績	H28実績	最終目標 [H32]	最終目標達成率	指標重要度	単年度	最終年度見込み [H32]	左記の理由		成果達成状況の要因		課題の整理	今後の展望	事務事業の構成 ほか	
													指標に係るもの	その他	外部要因	内部要因				
04-03-05防犯対策の推進																				
56		市民の防犯意識の高揚と各種防犯活動の推進、少年非行に未然防止活動を展開し、犯罪や非行のない明るく安全な地域社会となる状態。犯罪が発生しにくい状態であり、市民が安全に安心して暮らしている。	①	犯罪件数	岩手県警察の発表資料	463件	450件	305件	430件 (H33目標)	478.8%	40.0%	A	A (B)	指標が目標値に達しており、全体的に順調に推移している。		①犯罪件数・少年犯罪件数とも順調に減少傾向が続いており、市民意識調査においても安全に安心して暮らせると思う割合が高い。 ②自治会設置の街路灯は蛍光灯のものが多く、徐々に灯具寿命が長く照度の高いLED街路灯の普及が進んできている。	①防犯隊の活動や、少年センター補導員の補導活動が年間計画に沿って着実に実施された。 ②市設置の街路灯をLED化したことにより照度が確保され、市民の安心・安全に寄与している。	①刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、特殊詐欺被害は増加している。 ②乗物盗、侵入窃盗における無施錠被害率が依然として高い。 ③自治会等の予算規模の大小により、LED化への取り組みスピードに差がある。	①特殊詐欺被害防止のため、関係団体と協力し啓蒙活動を実施する。 ②自転車置き場の整理など、犯罪の起こりにくい環境整備を推進するとともに、自主防犯意識を高めるため広報啓発活動を推進する。 ③老朽化している自治会等管理の街路灯のLED化を推進するための補助金制度を継続する。	適切に構成されている。
			②	刑法犯少年認知件数	岩手県警察の発表資料	19件	9件	8件	24件	達成	20.0%									
			③	侵入窃盗認知件数	岩手県警察の発表資料	66件	95件	28件	40件	146.2%	20.0%									
			④	安全に安心して暮らせると思う市民の割合	市民意識調査による[隔年実施]	83.4%	83.4% [H26]	88.3%	90% (H33目標)	—	20.0%									
04-03-06市民相談の充実																				
57		市民が抱えるさまざまな問題の相談窓口となり、必要に応じて担当課や専門の相談窓口の紹介により、市民が抱える問題解決の一助となることで、市民が安全・安心な生活を送ることができる状態。	①	消費生活相談件数	消費生活相談の受付件数	601件	631件	727	700件	127.0%	50.0%	A	A (B)	消費生活センターのPR、関係課、関係機関への周知により相談窓口として市民の利用が定着した。出前講座メニュー充実させ、幅広い年齢層に対応した。		①これまでの電話による勧誘や利殖商法、インターネットのワンクリック詐欺等のほかに、さらに手口が複雑かつ巧妙になってきており、新たに一度被害に遭った人がまた被害に遭う二次被害も増加している。 ②新しい手口の商法とそれによって生じた被害等がマスコミ等で報道されることにより、市民の関心も高くなり出前講座の申込みが増えた。	①平成25年度から消費生活センターの設置場所を4階から市民の利用しやすい1階へ移動した。 ②相談員増員により、専門的かつ複雑な相談が以前より可能になり、消費生活センターが身近な存在となり利用者も増加した。 ③講座利用者が自ら参加し楽しめる内容(ゲームやロールプレイング)を取り入れた。 ④被害の拡大が懸念される事案については、様々な媒体を利用して注意喚起を行った。 ⑤教育機関への啓発活動により教育現場での講座が増加した。	①相談業務が複雑かつ多様化しており、対応するための知識や能力の維持向上が求められる。 ②消費者被害を未然に防止するために開催する啓発活動(出前講座)は増加してきているが、受講者がリピーターとなるまでには至っていない。また、消費者トラブルに巻きこまれやすい年代(若年層、子育て世代)への啓発活動が不十分である。 ③教育現場で消費者講座が定着していない。 ④地域ぐるみでの消費者被害防止の見守り体制が構築できていない。	①相談員を様々な研修に参加させ、消費生活相談に関する技量の維持向上を図る。 ②-1消費生活情報について、広報・ホームページ・回覧板等の媒体を使いタイムリーに情報発信をしていく。 ②-2ライフステージに合わせた講座メニューを充実させ、現在の出前講座をさらに魅力あるものにし、継続的に啓発活動を行う。 ②-3若年層、子育て世代への啓発活動を充実させる。 ③教育現場への働きかけを継続し、魅力ある講座づくりを行う。 ④関係課と連携し、情報の共有を行う。見守りをする側への出前講座や情報提供を行う。	適切に構成されている。
			②	出前講座等による啓発活動件数	消費生活に関する各種啓発活動回数(講座・広報・メルマガ・チラシ)	60件	67件	85	80件	125.0%	50.0%									